

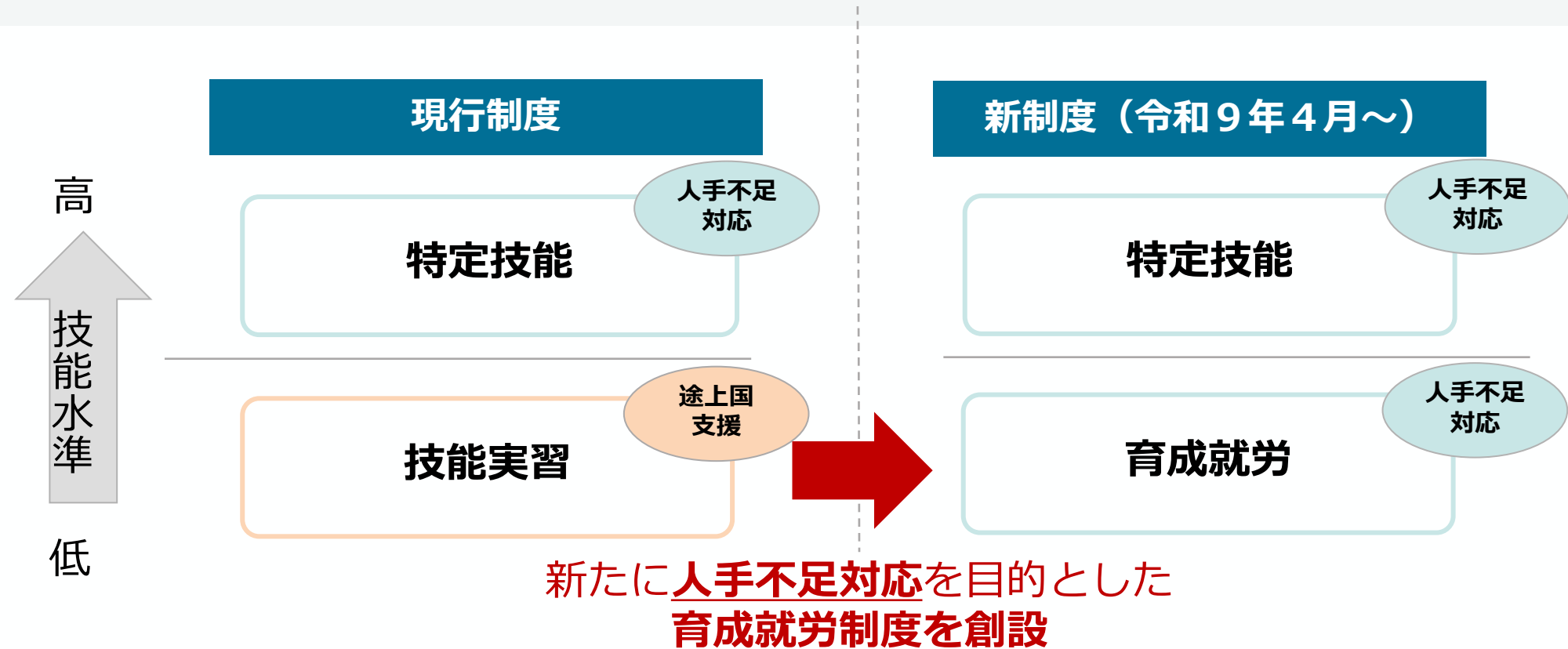
工業製品製造業分野における 育成就労外国人の受入れについて

2026年6月

経済産業省

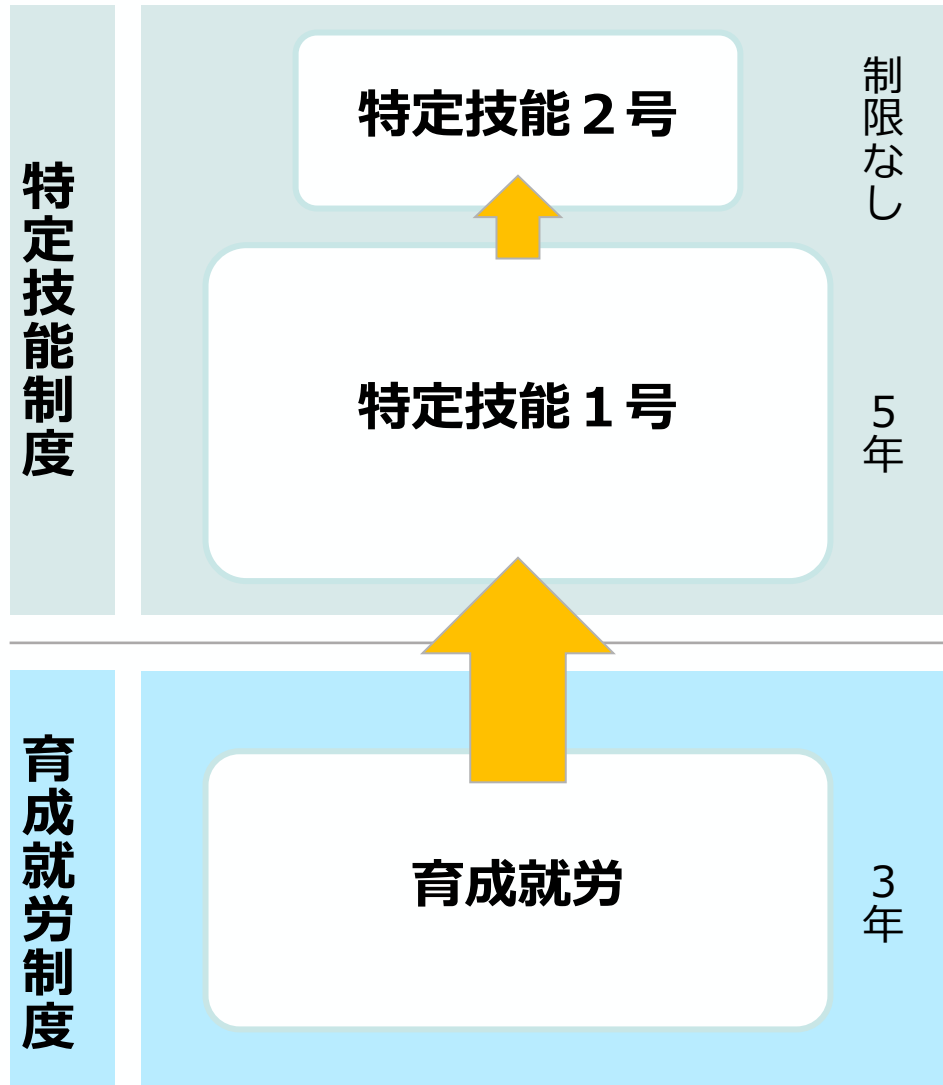
0. 特定技能・育成就労制度の概要

- 外国人の在留資格として、①人手不足対応のため即戦力となる一定の専門性・技能を持つ外国人を受け入れる特定技能制度、②途上国の人材育成支援を目的とした技能実習制度が存在。
- 深刻化する人手不足への対応強化のため、令和6年に技能実習制度を発展的に解消し、育成就労制度を新設（令和9年4月施行予定）。



0. 特定技能・育成就労制度の詳細

(通算在留期間)



【特定技能制度】

- ・ 人手不足対応として、一定の専門性・技能を有する外国人を受け入れることを目的に平成31年に創設。
- ・ 特定技能 1 号は、最長 5 年間、在留が可能。
- ・ 特定技能 2 号(※)は、通算在留期間に制限がなく 家族帯同が可能。
(※)現場監督などに匹敵する熟練した技能が求められる。
- ・ 1 号は受入れ人数の上限が設定されている (2 号は設定なし)。

【育成就労制度】

- ・ 特定技能 1 号水準の技能を有する人材を育成するとともに、特定産業分野における人材を確保することを目的に令和 9 年度から運用開始予定。
- ・ 最長 3 年間、在留が可能。
- ・ 受入れ人数の上限が設定されている。

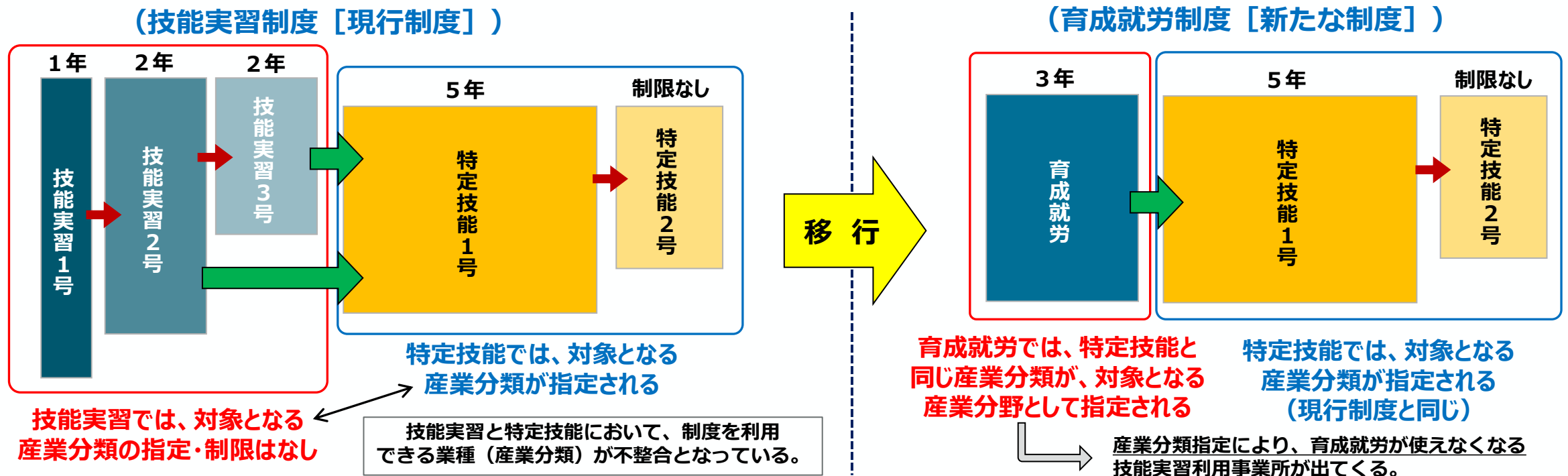
1. 育成就労制度の概要

【目的】 育成就労制度は、これまでの技能移転による国際貢献を目的とした技能実習制度を抜本的に見直し、我が国の人手不足分野において、我が国での3年間の就労を通じて特定技能1号水準の技能を有する人材を育成するとともに、当該分野における人材を確保することを目的に創設。

【受入れ人数】 分野ごとに、生産性向上及び国内人材確保の取組を行ってもなお不足する人数に基づき、育成就労外国人の受入れ上限数を設定。

【育成就労計画の認定】 育成就労外国人ごとに「育成就労計画」を作成し、外国人育成就労機構による認定を受けることが必要。

【技能実習制度から育成就労制度の見直しイメージ（工業製品製造分野）】

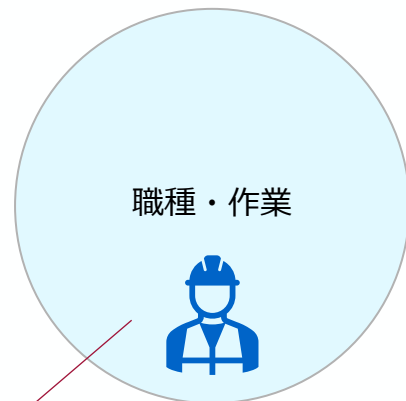


2. 育成就労制度の受入れ対象

- 現行の「技能実習制度」では、技能実習生の業務が指定された「職種・作業」に該当しているかによって受入れ対象であるかを判断。
- 新たに設けられる「育成就労制度」において、工業製品製造業分野の外国人の受入れに当たっては
 - ①外国人の業務が受入れ対象の業務区分に該当しているか、
 - ②外国人が活動する事業所が受入れ可能な日本標準産業分類に該当しているか、の両面から判断。

技能実習制度の受入れ対象の考え方

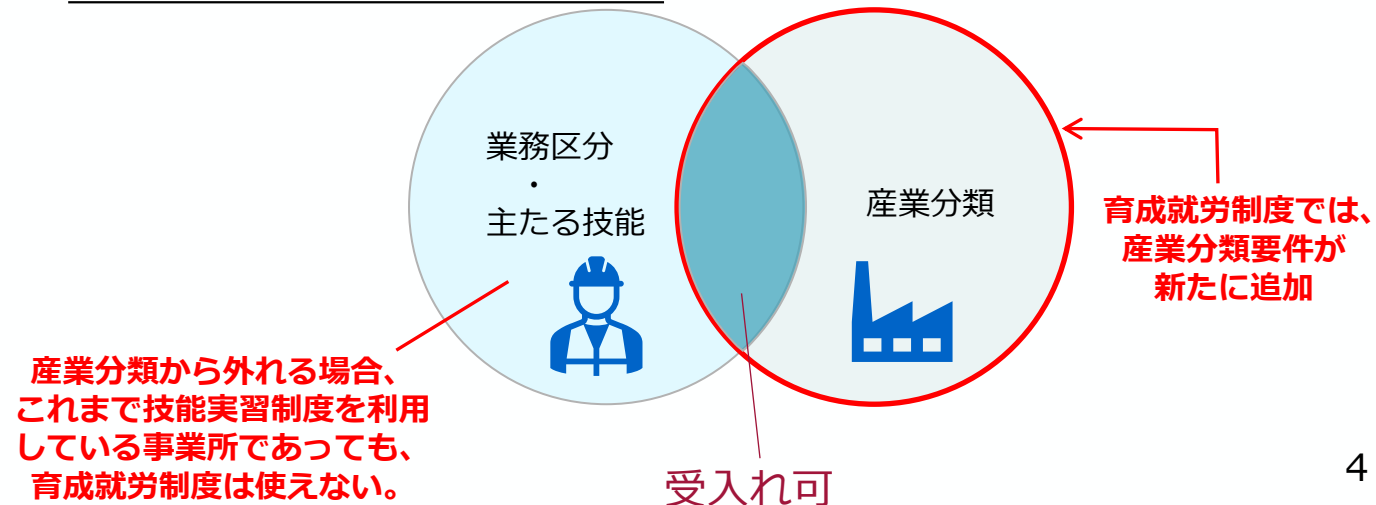
- 第2・3号技能実習生の受入れは、当該外国人の業務が移行対象「職種・作業」であることが必要



受入れ可

育成就労制度の受入れ対象の考え方

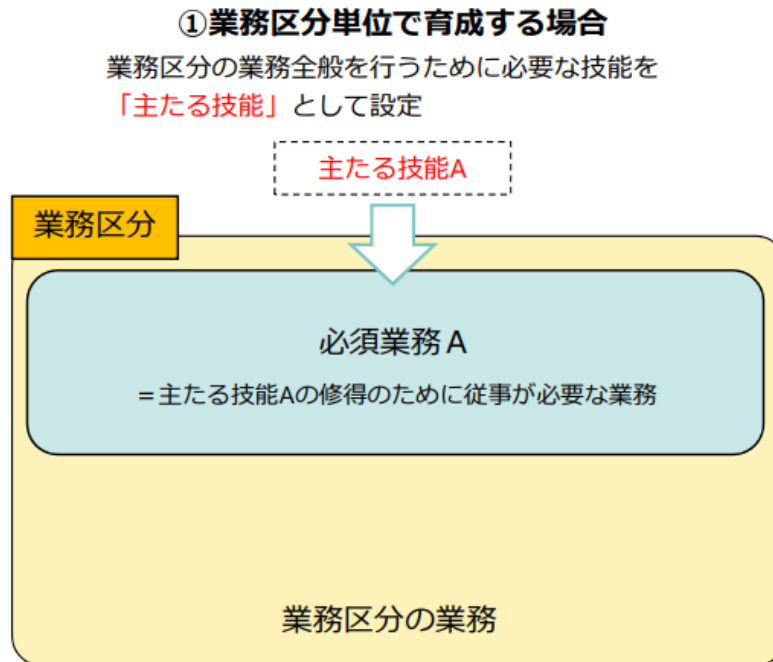
- 工業製品製造業分野における育成就労外国人の受入れは、当該外国人の業務が業務区分に該当し、かつ外国人が活動する事業所が特定の日本標準産業分類に該当することが必要



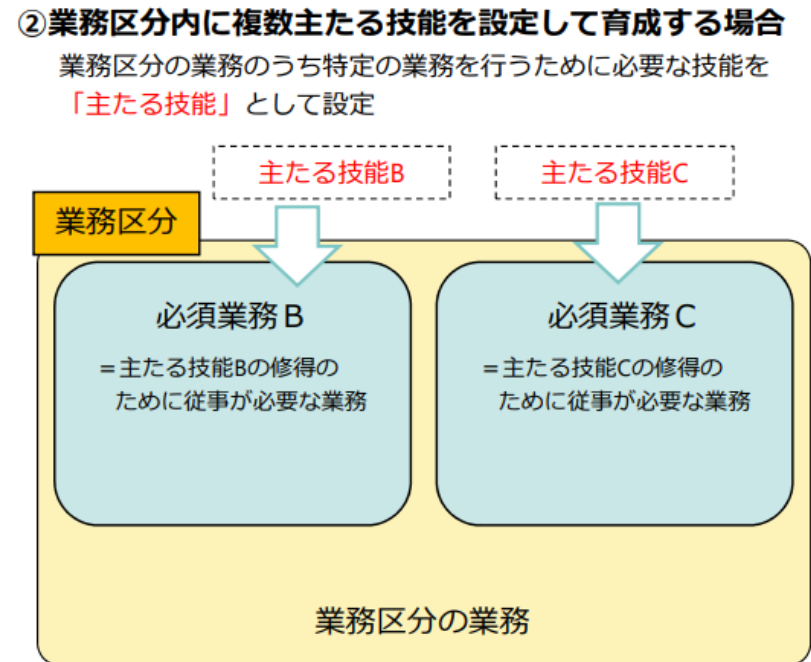
3. 育成就労制度における工業製品製造業分野の受入れ対象：業務区分

- 工業製品製造業分野の育成就労制度においては、**外国人が従事できる業務区分を17区分（特定技能制度と同じ）とする。**
- 育成就労外国人は、業務区分ごとに設定された「主たる技能」の修得のために、従事が必要な業務（必須業務）への従事が必須。

※必須業務に従事させる時間は業務時間全体の1/3以上であることが必要。同一業務区分の必須業務以外の業務には、残りの2/3の範囲内で従事させることが可能。



※ このほか、関連業務（技能を要しないが日本人等が通常付随的に従事する業務）にも付随的に従事可能



※ このほか、関連業務（技能を要しないが日本人等が通常付随的に従事する業務）にも付随的に従事可能

育成就労制度における工業製品製造業分野の受入れ対象：業務区分

業務区分	主たる技能			
①機械金属加工 【一部調整中】	・ 鋳鉄鋳物製造 ・ 普通旋盤 ・ 金属プレス ・ 機械組立仕上げ ・ 回転電機組立て ・ 回転電機巻線製作 ・ ブロー成形 ・ 鋼橋塗装 ・ 手溶接 ・ ホットチャンバダイカスト ・ 表面熱処理（浸炭・浸炭窒化・窒化） ・ ビーズ法発泡スチロール成形 ・ アルミニウム圧延・押出製品製造（引抜加工） ・ 非鉄金属鋳物鋳造 ・ フライス盤 ・ 構造物鉄工 ・ 機械検査 ・ 変圧器組立て ・ 圧縮成形 ・ 手積み積層成形 ・ 噴霧塗装 ・ 半自動溶接 ・ ハンマ型鍛造 ・ 数値制御旋盤 ・ 機械板金 ・ 治工具仕上げ ・ 機械系保全 ・ 配電盤・制御盤組立て ・ 射出成形 ・ 建築塗装 ・ 工業包装 ・ プレス型鍛造 ・ マシニングセンタ ・ 金型仕上げ ・ 電子機器組立て ・ 開閉制御器具組立て ・ インフレーション成形 ・ 金属塗装 ・ 全体熱処理 ・ コールドチャンバダイカスト ・ 部分熱処理（高周波熱処理・炎熱処理） ・ プラスチック成形材料製造 ・ アルミニウム圧延・押出製品製造（仕上げ） <以下の主たる技能は令和8年度に追加を検討> ・ 真空成形 ・ フィルム加工（ドライラミネート、押出ラミネート、スリット、製袋、フラットヤーン） ・ 航空機部品組立て			
②電気電子機器組立て 【一部調整中】	・ 普通旋盤 ・ 治工具仕上げ ・ 機械系保全 ・ 配電盤・制御盤組立て ・ プリント配線板製造 ・ ブロー成形 ・ プラスチック成形材料製造 ・ フライス盤 ・ 金型仕上げ ・ 電子機器組立て ・ 開閉制御器具組立て ・ 圧縮成形 ・ 手積み積層成形 ・ 数値制御旋盤 ・ 機械組立仕上げ ・ 回転電機組立て ・ 回転電機巻線製作 ・ 射出成形 ・ 工業包装 ・ マシニングセンタ ・ 機械検査 ・ 変圧器組立て ・ プリント配線板設計 ・ インフレーション成形 ・ ビーズ法発泡スチロール成形 <以下の主たる技能は令和8年度に追加を検討> ・ 真空成形 ・ フィルム加工（ドライラミネート、押出ラミネート、スリット、製袋、フラットヤーン）			

育成就労制度における工業製品製造業分野の受入れ対象：業務区分

業務区分	主たる技能
③金属表面处理 【一部調整中】	・電気めっき　・溶融亜鉛めっき　・陽極酸化処理　・バフ研磨（令和8年度に追加を検討）
④紙器・段ボール箱製造 【一部調整中】	・印刷箱打抜き　・印刷箱製箱　・貼箱製造　・段ボール箱製造 ＜以下の主たる技能は令和8年度に追加を検討＞ ・パルプ製造　・紙製造（抄紙、仕上）　・貼合上流工程　・貼合下流工程
⑤コンクリート製品製造	・コンクリート製品製造
⑥RPF製造	・RPF製造
⑦陶磁器製品製造 【一部調整中】	・機械ろくろ成形　・圧力鋳込み成形　・パッド印刷　・排泥鋳込み成形 ＜以下の主たる技能は令和8年度に追加を検討＞ ・タイル成形　・衛生陶器成形
⑧印刷・製本	・オフセット印刷　・製本　・グラビア印刷
⑨縫製	・婦人子供既製服縫製　・紳士既製服製造　・寝具製作　・帆布製品製造 ・ワイシャツ製造　・下着類製造　・自動車シート縫製　・タオル製造　・カーテン縫製
⑩紡織製品製造	・糸浸染　・織物・ニット浸染　・靴下製造　・丸編みニット製造 ・織布運転（準備工程）　・織布運転（製織工程）　・織布運転（仕上工程）　・たて編ニット生地製造 ・紡績運転（前紡工程）　・紡績運転（精紡工程）　・紡績運転（巻糸工程）　・紡績運転（合ねん糸工程） ・織じゅうたん製造　・タフテッドカーペット製造　・ニードルパンチカーペット製造 ・製網　・染色（捺染）

育成就労制度における工業製品製造業分野の受入れ対象：業務区分

業務区分	主たる技能						
⑪電線・ケーブル製造	・電線・ケーブル製造						
⑫プレハブ住宅製品製造	・大工工事 ・建築塗装	・タイル張り ・金属塗装	・普通旋盤 ・噴霧塗装	・金属プレス ・手溶接	・構造物鉄工 ・半自動溶接	・機械板金 ・コンクリート製品製造	
⑬家具製造	・金属プレス ・ブロー成形 ・家具組立て	・機械板金 ・金属塗装 ・マットレス製造	・家具手加工 ・噴霧塗装 ・家具シート縫製	・圧縮成形 ・工業包装	・射出成形 ・手溶接	・インフレーション成形 ・半自動溶接	
⑭定形・不定形耐火物製造	・定形耐火物製造 ・不定形耐火物製造						
⑮生コンクリート製造	・生コンクリート製造						
⑯ゴム製品製造	・成形加工	・押出し加工	・混練り圧延加工	・複合積層加工			
⑰かばん製造	・かばん製造						

4. 育成就労制度における工業製品製造業分野の受入れ対象：事業所の産業分類 1/2

- 育成就労外国人を受入れ可能な事業所の日本標準産業分類は、以下の通り。
- 育成就労関係法令が施行される2027年4月1日以降に受入れが可能になる。

分類コード	項目名
11	繊維工業
1221	造作材製造業（建具を除く）
1224	建築用木製組立材料製造業
131	家具製造業
1391	事務所用・店舗用装備品製造業
1393	鏡縁・額縁製造業
1399	他に分類されない家具・装備品製造業（黒板製造業、プラスチック製家具・装備品製造業及び強化プラスチック製家具製造業に限る。）
141	パルプ製造業
1421	洋紙製造業
1422	板紙製造業
1423	機械すき和紙製造業
1431	塗工紙製造業（印刷用紙を除く）
1432	段ボール製造業
144	紙製品製造業
145	紙製容器製造業
149	その他のパルプ・紙・紙加工品製造業
15	印刷・同関連業
18	プラスチック製品製造業
19	ゴム製品製造業
206	かばん製造業

分類コード	項目名
2122	生コンクリート製造業
2123	コンクリート製品製造業
2129	その他のセメント製品製造業
2141	衛生陶器製造業
2142	食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業
2143	陶磁器製置物製造業
2146	陶磁器製タイル製造業
2151	耐火れんが製造業
2152	不定形耐火物製造業
2194	鋳型製造業（中子を含む）
2211	高炉による製鉄業
2212	高炉によらない製鉄業
222	製鋼・製鋼圧延業
2231	熱間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
2232	冷間圧延業（鋼管、伸鉄を除く）
2234	鋼管製造業
2236	磨棒鋼製造業
2237	引抜鋼管製造業
225	鉄素型材製造業
2291	鉄鋼シャースリット業
2299	他に分類されない鉄鋼業（鉄粉製造業に限る。）
2332	アルミニウム・同合金圧延業（抽伸、押出しを含む）
2341	電線・ケーブル製造業（光ファイバケーブルを除く）
235	非鉄金属素型材製造業

4. 育成就労制度における工業製品製造業分野の受入れ対象：事業所の産業分類 2/2

- 育成就労外国人を受入れ可能な事業所の日本標準産業分類は、以下の通り。
- 育成就労関係法令が施行される2027年4月1日以降に受入れが可能になる。

分類コード	項目名
2422	機械刃物製造業
2424	作業工具製造業
2431	配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く）
2432	ガス機器・石油機器製造業
2441	鉄骨製造業
2442	建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）
2443	金属製サッシ・ドア製造業
2444	鉄骨系プレハブ住宅製造業
2446	製缶板金業（高圧ガス用溶接容器・バルク貯槽製造業及びドラム缶・ペール缶製造業に限る。）
245	金属素形材製品製造業
2461	金属製品塗装業
2462	溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
2464	電気めっき業（表面処理鋼材製造業を除く）
2465	金属熱処理業
2469	その他の金属表面処理業（アルミニウム陽極酸化処理業及びバフ研磨業に限る。）
2471	くぎ製造業
2479	その他の金属線製品製造業（溶接材料製造業に限る。）
248	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
2499	他に分類されない金属製品製造業（ドラム缶更生業、金属製はしご製造業（可搬式のもの）及び脚立製造業に限る。）
25	はん用機械器具製造業（2591消火器具・消火装置製造業を除く。）

分類コード	項目名
26	生産用機械器具製造業
27	業務用機械器具製造業（274医療用機械器具・医療用品製造業及び276武器製造業を除く。）
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業
29	電気機械器具製造業（2922内燃機関電装品製造業のうち自動車用の内燃機関電装品を製造する産業以外の産業を除く。）
30	情報通信機械器具製造業
311	自動車・同附属品製造業
314	航空機・同附属品製造業
3253	運動用具製造業
3293	パレット製造業
3295	工業用模型製造業
3299	他に分類されないその他の製造業（R P F 製造業及び人体保護具製造業に限る。）
484	こん包業

5. 育成就労実施者が工業製品製造業分野において育成就労外国人を雇用する場合に満たすべき事項

工業製品製造業分野において育成就労外国人を雇用する場合は、経済産業省告示（令和8年経済産業省告示第62号）において規定している、全ての事項を満たす必要がある。

＜育成就労実施者が満たすべき事項＞

育成就労実施法人の構成員となること（第1条関係）（関連：第2条～第9条）

○申請者（育成就労計画の認定を申請する者をいう。）は、工業製品製造業分野の分野別協議会（以下「育成就労協議会」という。）への加入に代わり、育成就労外国人受入事業実施法人（以下「育成就労登録法人」という。）の構成員となること。

※第2条から第9条においては、育成就労登録法人が実施する取組や経済産業大臣登録について規定。

※育成就労登録法人の登録に当たっては、特定技能制度との連続性を勘案する。

育成就労の内容の基準（第10条関係）

○申請者が、育成就労登録法人の構成員となり、同法人が策定する行動規範を遵守すること。

育成就労を行わせる体制及び事業所の設備の基準（第11条及び第12条関係）

○育成就労事業所（申請者が育成就労を行わせる事業所をいう。）が、

- ・日本標準産業分類に掲げる産業のうち、特定の産業を行っている事業所であること。
- ・その上で、繊維工業、印刷・同関連業、ゴム製品製造業、金属熱処理業、RPF製造業又はこん包業を行っている場合は、育成就労協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。

○申請者が、経済産業大臣等が行う指導等に対し、必要な協力を行うこととしていること。

6. 育成就労協議会において決定することを予定している事項

以下の内容を、協議会決定事項として定める予定。協議会決定事項は、決定次第、経済産業省のホームページにおいて公表する。

＜育成就労実施者が満たすべき事項＞

経済産業省告示に定められた産業分類に該当する育成就労実施者が講じる措置（上乗せ基準）

- 育成就労事業所が、繊維工業、印刷・同関連業、ゴム製品製造業、金属熱処理業、RPF製造業又はこん包業を行っている場合に講じるべき事項を決定する（以下は決定する予定の基準）。
 - ・「繊維工業」「印刷・同関連業」「こん包業」…特定技能制度での協議会において決定した上乗せ基準又はそれに類する基準
 - ・「ゴム製品製造業」「金属熱処理業」「RPF製造業」…技能実習計画審査基準における基準と同様の基準

1年を超える転籍制限期間を設定する育成就労実施者が講じる待遇向上策

- 工業製品製造業分野における分野別運用方針の規定に基づき、1年を超える転籍制限期間を設定した転籍元の育成就労実施者は、待遇向上策として、在籍する育成就労外国人の所定内給与について、1年目から2年目にかけて昇給させる必要がある。
- 育成就労協議会においては、当該育成就労実施者が1年目から2年目にかけての昇給させる率を毎年決定する。

(参考) 監理支援機関の業務の実施に関する基準

監理支援機関が、工業製品製造業分野において監理型育成就労の実施状況の監査その他の業務の実施する場合は、経済産業省告示（令和8年経済産業省告示第62号）において規定している、全ての事項を満たす必要がある。

＜全ての監理支援機関が満たすべき事項＞

監理支援機関の業務の実施に関する基準（第13条関係第2号及び第3号関係）

○工業製品製造業分野の対象となる産業分類に該当する育成就労事業所において監理型育成就労を行わせる監理型育成就労実施者に対して監理支援を行う際は、

- ・育成就労協議会に対し、必要な協力を行うこととしていること
- ・経済産業大臣等が行う指導等に対し、必要な協力を行うこととしていること。

＜繊維工業を行っている育成就労事業所において監理支援を行う場合に追加的に満たすべき事項＞

監理支援機関の業務の実施に関する基準（第13条関係第1号関係）

○繊維工業を行っている育成就労事業所において、監理型育成就労を行わせる監理型育成就労実施者に対して監理支援を行う場合は、育成就労協議会において協議が調った事項に関する措置を講ずること。

○協議会決定事項では、監理支援を受ける育成就労事業所が「繊維産業の監査要求事項・評価基準（JASTI）」に関する研修の受講及び自己チェックを実施している場合、当該事業所へ監理支援を行う監理支援機関についてもJASTIに関する講習の受講を求めることを決定予定。

※JASTI等の経済産業省が指定する認証・監査への対応を行う育成就労事業所に対してのみ監理支援を行う監理支援機関は、JASTIに関する講習の受講は不要とする予定。